

第 6205 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月 28日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ リサイクル料の取扱い

**Q** : 自動車を取得した際に支払うリサイクル料の取扱いはどのようにするのですか？

**A** : 支出時は「資産計上」し、廃車時に「費用化」します。また、消費税は支出時は非課税、廃車時に課税仕入れになります。

### 【解説】

- ① リサイクル料金を支出したときの法人税  
自動車のリサイクル料金には、シュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金があります。このうち資金管理料金については支払った時点で費用処理することができますが、その他の料金については、預託金として資産計上することとなります。
- ② リサイクル料金を支出したときの消費税  
リサイクル料金のうち、資金管理料金については支払った時点で課税仕入れになりますが、その他の料金については預託金になりますので不課税となります。
- ③ リサイクル料金預託済の車を購入した場合  
リサイクル預託金相当額は資産計上、消費税は非課税となります。
- ④ 廃車したとき  
自動車を引取業者に引き渡した時点で、リサイクル預託金相当額を費用処理することができます。  
また、消費税においても、引取業者に引き渡した時点で課税仕入れとすることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】